

# 国民年金保険料免除制度のお知らせ

国民年金は20歳から加入し、60歳までの40年間、保険料の納付が必要です。しかし、所得の減少や失業などで経済的に納付が困難な場合には、本人の申請によって国民年金保険料の納付を免除する制度（保険料免除制度）があります。この制度には、全額免除と半額免除があります。

## 全額免除制度

1. 保険料（月額：13,300円）が全額免除されます。
2. 全額免除を承認された期間は、年金を受給するための受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金の額は全額を納めた場合の3分の1の計算になります。

## 半額免除制度

1. 保険料の半額（月額：6,650円）が免除され、半額（月額：6,650円）を納めます。
2. 半額免除を承認された期間は、年金を受給するための受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金の額は全額を納めた場合の3分の2の計算になります。  
半額免除を承認されても、半額の保険料を納めない場合は未納期間となります。

## 申請の手続きは役場住民課保険年金係で

持参していただくもの... 年金手帳

印鑑（本人が署名する場合は不要）

失業などの場合は雇用保険の「雇用保険受給資格者証」または「離職票」の写しなど

## 承認期間は

7月（または、申請した月の前月）から翌年6月までとなりますので、7月から免除を希望する場合は、8月末までに申請してください。

なお、6月まで承認を受けているかたで引き続き免除を希望する場合も、8月末までに申請が必要になります。

保険料の免除の承認を受けるためには、毎年申請が必要です。



子どもの水の事故を防ぐために

羽島郡広域連合  
☎ 388・1195

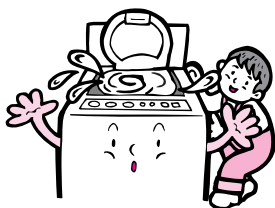
夏といえばプールや川での事故を想像しがちですが、乳幼児に関しては、家庭内にも多くの水の危険が潜んでいます。

乳幼児は体に比べて頭が大きく、力も弱いので、バケツなどに頭から落ちると自分ではなかなか起き上がれませんが、コップ一杯の水があればいつでもどこでも事故は起こりえるのです。

そこで、浴室などの水のあふる場所に赤ちゃんが行けないような工夫をするなど、家庭内を見直す必要があります。

### 【対策】

- ・浴室の出入口には子どもの手の届かない高さに取り手または鍵を付ける。
- ・浴槽に水を張ったままにしない。
- ・浴槽のふたは厚く硬い素材にし、子どもが乗っても落ちないものにする。
- ・洗濯機の水は必ず抜いておく。



「もしも溺れてしまったら」すぐに救急車を呼びます。そして、意識・呼吸・脈拍があるかを確認します。もしなければ、救急隊が到着するまでの間、人工呼吸と心臓マッサージを行います。ここで無理に水を吐かせる必要はありません。水を吐かせるよりも一刻も早く人工呼吸を始めることが重要です。

ここで、口から水が出てくるようであれば、顔を横に向けて水を出してあげてください。

当消防本部では、皆さんに応急手当と心肺蘇生法を取得していただくために、普通救命講習を実施しています。積極的な参加をお待ちしています。